

# 令和元年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 3 回 定 例 会 ( 第 4 号 )

招集年月日	令和元年 9月 3日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和元年 9月 13日 午前 9時30分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
	閉 会	令和元年 9月 13日 午前 11時51分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (11)	佐 竹 一 夫	○	6	藤 原 修 治	○
	副議長 (5)	福 島 教 次 郎	○	7	岩 根 和 博	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	簀 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	12	西 嶋 二 郎	○

会議録署名 議員	9番	安田勝司	10番	簀根正一
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	旭林修範
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	高橋武司	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和元年美郷町議会第3回定例会議事日程

## (第 4 号)

令和元年9月13日(金) 午前9時30分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	請願審査報告、質疑、討論及び表決
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決  【条例案】  議案第50号 美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  議案第51号 美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について  議案第52号 美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  議案第53号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について  議案第54号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  議案第55号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  議案第56号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

	<p>議案第 5 7 号 がんばれ美郷町寄付基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第 5 8 号 令和元年度美郷町一般会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 5 9 号 令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 0 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 1 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 2 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 6 4 号 平成 3 0 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて</p>
6	<p>発委の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書</p> <p>発委第 2 号 後期高齢者医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書</p>
7	議員派遣の件
8	委員会の継続審査調査付託

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番・安田議員、10番・簀根議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告7までの一般質問は終了しておりますので、本日は通告8から9までの一般質問を行います。

通告8、4番・原議員。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

おはようございます。それでは、一般質問2日目でございますけども、私から本日2点ついて、通告をさせていただいております。それでは、まず1点目でございます。牛肉及び蜂蜜の特産化についてということでございます。美郷の牛といえば日本一になったわかぎし4号、これを思い浮かべます。かつて美郷町は繁殖経営を中心とした畜産振興を行ってまいりました。今では肥育、乳牛の多頭経営もされているところでございます。子牛市場は価格の変動があり、農家は大変な苦勞をされ、経営を継続しておられます。平成28年度に営農支援の拡充ということで、一般質問をさせていただきました。畜産に関して、ご答弁はTPP等の影響も予想して支援策を充実するというところでございます。先般の日米通常交渉において、アメリカ産の牛肉の関税が大幅に引き下げられることとなり、今後また厳しい畜産経営が予想されるところでございます。28年度以降、どのような支援策を拡充されたのか、お聞きをいたします。そして、このような中、新たに建設される旧大和荘、石見ワイナリーホテル大和において、地元食材を活用した本格的レストランを併設されるということ、また三江線のトンネルを利用したワインカフェなどを計画されているということをお聞きしております。そこらで使われる食材の1つとして、美郷の牛、これを美郷ブランドとして活用されてはいかがでしょうか。合わせて近年美郷町において、ミツバチの市場も盛んになっております。君谷では、地域協力隊が定住され、君谷養蜂組合の中心なって活躍をされております。また、同僚議員が会長されている美郷日本ミツバチの会、これも同様でございます。これら団体は、みちくさ日和の人気体験プログラムの1つとして、本町の観光資源として、大きな貢献をされているところでございます。養蜂のさらなる拡大により、ミツバチも美郷ブランドとして活用されてはいかがでしょうか。次に会計年度任用職員制度についてでございます。来年4月より、新たに会計年度任用職員制度が導入をされることとなっております。

す。会計年度任用職員にはフルタイムと短時間いわゆるパートタイムの分類があるというふう聞いておりますけれども、美郷町の場合、どのような勤務形態をとられるのでしょうか、また、採用方法、給料を含む労働条件についてお伺いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さまおはようございます。原議員のご質問にお答えいたします。牛肉及び蜂蜜のブランド化についてということで、まず1つ目の畜産に係る支援策についてでございますが、美郷町の平成31年2月1日を基準日とした飼養頭数調査では、邑智地域11農家、1559頭、大和地域4農家、5頭となっています。平成28年度以降、飼養農家に対する支援策としては、牛舎等の施設整備及び機械類の購入経費の補助率を4分の1から2分の1へ、合わせて補助限度額を30万円から50万円に増額改定を行っています。また、繁殖牝牛導入補助金につきましても、補助金額を1頭当たり4万から8万増額し、農家支援を行っている状況でございます。2つ目の美郷の牛のブランド化についてお答えします。和牛のブランド化につきましては、JA島根邑智地区本部管内では、邑南町にあるJAの肥育センターで肥育された黒毛和牛肉を、石見和牛肉としてブランド化され、美郷町産の和牛も、石見和牛として出荷されているところでございます。議員からご提案いただきました美郷の牛のブランド化につきましては、実現に向けて課題も多くあると思われしますので、畜産農家を初め、関係機関のご意見もお伺いしながら、自治体としても何ができるのかも含めて、検討してまいりたいと考えます。次に3つ目の蜂蜜のブランド化についてお答えします。ミツバチの取り組みにつきましては、平成24年度から27年度まで行われました美郷カレッジの取り組みの1つとして、地域資源を掘り起こす講座ミツバチ普及コースを通して広がってきたものと認識しています。ミツバチに関する体験プログラムとしましては、観光協会主催のみさとみちくさ日和に、平成28年度から延べ124名、三瓶山広域ツーリズム振興協議会主催の三瓶ニストには延べ47名、広電中国新聞旅行ツアーには22名の方が参加していらっしゃいます。蜂蜜絞り体験や蜜ろうを使った保湿クリームづくりを体験する、これらのプログラムは、参加された方々から大変好評をいただいております。議員がおっしゃるように、人気の体験プログラムとして定着しつつあり、町の観光資源の1つとなっているのではないかと考えております。また、蜂蜜につきましては、美郷町が進めようとしております美肌県美肌町の取り組みとしまして、重要なコンテンツの1つであると考えますので、関係者と一緒になりまして取り組みを強化してまいりたいと考えています。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

ただいま美郷町の飼養農家やら、飼養頭数ご説明がありました。15件でですね、1500、1600頭近い頭数ということは、やはり、多頭農家が結構増えているんじゃないかな

というふうに思っているところであります。28年度以降の事業の拡充というところで、30万が50万とかですね、1頭あたり導入に対する費用の助成が4万円から8万円ということでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、また関税がですね、アメリカ産の牛肉が入ってきて関税が下がってですね、また、畜産農家には、また冬の時代が来るような感じもしないわけでもございませぬけれども、こういった中、今、子牛の価格というのは、今、いい時代にあります。こういう時代にですね、いい子牛を導入して、それを元にして、またいい子牛を出していくというような形がですね、いいかと思うんですね。これが価格が下がってくると、なかなかいい牛というのは、市場に出てこないというような状況になりますので、今だといい牛が出てきてますんでね、それをどんどん購入して、美郷の牛の質を上げていくというようなことが、今大事じゃないかというふうに思っております。そういった意味でですね、4万円が8万円になったというふうに言われますけれども、そういった牛を購入するのに8万円ですね、どれだけの農家が満足をされとるんかなというところがですね、疑問に思います。今子牛1頭あたり、いい牛だと80万から100万ぐらいするわけですね、その中の8万円という。1%の支援しかできないというような状態にあると思います。そういった中で、この辺のところをもう少し考えてですね、支援策を考えていただきたいわけでございますけれども、他の市町の状況等を踏まえて、こういった問題、どのようにお考えでしょうか。伺います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

他の自治体の畜産に対する支援の状況ということでございますけれども、郡内状況については、邑南町については、予算が確か導入については、今年度ついてなかったのではないかと思っております。川本町においては、1頭4万円の補助があったというふうに認識しております。それ以外の郡外の出雲等においてはかなりの補助があるというふうなことも伺っておりますけれども、町として今の8万円をどうしていくかというところにつきましては、予算的な問題もございますので、色々な状況を踏まえて、検討していきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

導入についてはですね、子牛の更新については、先ほど言いましたように、やはり1頭当たりの単価が今高い。高いからいい牛も出てくる。だから、その牛を買って、美郷町の牛をまたより良い子牛の生産につなげていくということで、それがですね、経営の安定にもつながってくるわけですから、そういったことも踏まえてですね、ぜひとも考えていただきたいなというふうに思っております。それとですね、やっぱり、そういった多頭飼育が先ほど言いましたように、増えてくるということになるとですね、やっぱり大型機械とか施設整備に

お金がやっぱり掛かってくると思うんですね。ただ、先ほど30万円の上限額が50万円になったというふうに言われますけど、これ2分の1の補助金で、はいじゃ100万円ぐらいの事業費の2分の1、50万しかないというようなことになると思うんですけれども、現実問題、これじゃあですね、それほど拡充されている、支援をしっかりとするというような形にはなっていないというような、現実問題としてですよ。思う訳でございますけれども、この辺のところも踏まえてですね、お考えをいただきたいというふうに思います。大型機械になると、1台が1000万を超えるような機械もですね、持って、現実問題今、経営をされておる農家もでございますのでね、そういうところも踏まえて、それを今度更新の時期にはどうするかというようなことも踏まえて、はいじゃあ来年度からということにはならんと思いますけれども、そういった課題を持って支援策を考えていただきたいなというふうに思います。それでですね、関連して、これ余談ですけども、先般の決算書なんか見ますとですね、産業課の予算の中にですね、今、薬草薬樹というものがあります。これは今700万ぐらい予算がついているんですよ。振興予算がですね、これは人件費も入ると思いますが。その下にですね、畜産業費があるですね。これを見ると200万しかないんですよ。予算が。これで美郷町が、これまで支えてきた畜産経営というものをですね、これで支える、また今後も支えていかれるのかということになるとですね、ちょっと疑問があるように思います。ぜひその辺ことも踏まえて支援策を考えていただきたいなというふうに思います。そのためには、農家に出向いてですね、農家のご意見をしっかりと聞いていただきたいなというふうに思うところであります。それじゃブランド化についてでございますけれども、町長言われるように、今、石見和牛、これが今ブランドとしてですね、付加価値をつけて出されているところでございます。この石見和牛ですが、年間にだいたいどのぐらい頭数があるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

石見和牛の状況でございますけれども、30年度の実績といたしまして、肥育センターの方に導入されました頭数が、124頭となっております。そのうち50頭が邑智郡内、管内の頭数になってございまして、美郷町におきましては旧邑智で12頭、それから大和の方から2頭ということで、合わせて14頭が石見和牛として導入をされているところでございます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

邑智郡全体で124頭ということでございまして、50頭ですかね。  
(管内50頭ですとの声)

●原議員

管内50頭ですね。ということでございますけども、これ本当に量は少ないと思うんですね。ブランドと言っても。ということで、先般、邑南のですね、スーパー公務員の寺本さんですか、の話も聞いたんですが、これじゃあですね、なかなか外に持って行って売ることができないということで、邑南町は来た人にですね、来ていただいて、味わってもらおうというブランドに変えていったということをお聞きしております。なるほどなというようなお話があります。でですね、以前に、山くじらもそうでしたけども、東京の有名ホテルでですね、そこと提携して、肉を持って行ったりとかですね、それから、タウン誌載ったよとか、テレビで放映されたとかいうことがありましたけども、その時に、一時産業課もパニック状態になった状況があったように思いますけど、その時はいかがだったでしょうか。

●佐竹議長

番外、山くじら推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

原議員の先ほどのご質問ですけども、以前帝国ホテル、また全国紙、読売新聞の旅行等ですね、そういうのが全国紙に半面出まして2カ月ぐらいずっと役場の方に電話が来ていたというような状況で、部位等もですね、ロースがなかったりとかということで、対応に苦慮したというのは確かでございます。そこら辺がございまして、体制等もですね、現在はしっかりとさせていただきまして、できるだけ地元で消費できるような体制にして今動いております。ちなみに昨年は視察が629人来られましたけども、そのうち119人の方から、こちらに泊まりました。そして、そこで山くじら料理あるいは山くじらの弁当、また全体で493人、視察の中で、割合でいきますと78.5%の方が山くじらを買ったり、あるいは地元で何かを買って消費していくというような形に少しシフトしながらですね、動いているという状況で原議員のご指摘の反省を踏まえてですね、今動いているというところでございます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

というような私も認識を持っておりまして、残念ながら色んないいものは、美郷町にはたくさん町長が言われるようにあると思うんです。けども、それを全国展開するだけのものがですね、美郷町にあるかといったら、物としてはね、なかなか量としてはないというのが実態であろうと思います。ですから、その量をつくっていくというのも1つの課題でありましょうし、当面は、それを売り出すためにはですね、やっぱり来ていただくということが主になってこようかと思えます。そういった意味で、来ていただいた方に、少しずつでも美郷の味、そういった特産品、そういったものを知っていただくためには、やはり町長が構想されておられますような、旧大和荘を使ったレストランであるとか、そういったものが情報の媒体になるんじゃないかなというふうに思っております。そういうようなことですね、な

かなかそういった美郷町の物を外に出して売って行くというのは難しいかもしれませんが、それでも、そういった形で、牛をですね、牛肉として美郷のブランドとして、売り出していく、味わってもら、それが確かに美味しい、美郷は繁殖牛中心をにやってきて、肉質のいい子牛を出すための経営をずっとしておるわけですから、それは間違いのない牛だというふうに思います。そこら辺は自信を持ってですね、美郷の牛を売り出していきたいなというふうに思っておりますので、畜産の支援策については、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。続いてですね、ミツバチの関係でございます。最近、養蜂が本当に盛んになっておられますですね、県外からも来ておられる事業所もおられます。今、ちょっと聞いてみますと、「美郷の春」というような名前ですね、松江の方の卸しの方を通じて、商品として出されていくというふうなことも聞いておりますが、商品として、都会地なんかに出す時にですね、例えばラベルとかですね、ネーミング、こういったものがすごく影響するということもお聞きしました。そういったラベルとかですね、ネーミングに関して何か行政の方で関わっておられてですね、先ほど言いました。「美郷の春」とかいうような名前をつけられたような経緯はございますか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

蜂蜜のネーミングについての支援ということでございますけれども、平成24度から町長の答弁中にありましたように、ミツバチの養蜂の普及講座ということで、行ってきた中では、そういったネーミング等の支援と申しますか、講習というのはなかったかというふうに思います。現在出しておられるネーミングというのは、協力隊の方で、試行錯誤して何回か変えられて、今の状態なものになっているというふうに認識しております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

ぜひですね、やっぱりそういった方とも、やっぱりとにかく話をして、話を聞いて話を聞いてですね。それからさっき言った卸売業者の方もおられるみたいなので、そういったところとも、接触をしていただいてですね、いろんな情報仕入れる中で、何か支援ができる場所があればですね、支援していただきたいなというふうに思います。美郷町にはブランド研究会というのがありますよね。これもちゃんと行政の方で予算化もされているというふうに思います。かつてはそういったことにもですね、試験的に何か試作をするだとか、そういったことにもですね、このブランド研究会の予算を使ってですね、やってきたというふうなことがございますけども今、ブランド研究会というのはどういうふうになっていますか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

ブランド研究会でございますけれども、先般、ブランド研究会、会をもちまして、私出席しておりませんが、これまでブランド研究会あったんですが、いろいろこれまでの状況を踏まえて、余りちょっと活動の方がなかったというところもございまして、解散をするという方向で、この間の会議で決まったというところでございます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

大変ちょっと残念なお話であろうかというふうに、今初めて聞きましたけれどもですね、思います。今からああやって、町長先頭に関係人口をつくってですね、美郷を売り出しているという時に、そういった特産振興の中核となるブランド研究会であったというふうに思いますが、それがなくなるということはですね、少し残念な気がします。逆にですね、もっとそこを充実させて、行政と色々な業者との接点の場としてですね、上手に使っていただいて、ブランドをもっともっと世に出すための工夫、そういったものを一つ一つがやるんじゃなくて、協力しあってですね、やるというような会に、逆にですね、立て直していただきたいなというふうな気が、今したところでございます。ぜひとも、その辺のところはもう一度ですね、お考えになって、いろいろな事業者の方ともご相談なさってですね、いい方向になるようにしていただきたいなというふうに思ったところでございますので、よろしくお願いいたします。現実問題、ああいったところで、県内、県外にも、そういったまた先言ったように、みさとみちくさ日和などで、大変好評だということがありますが、製品としてですね、どういうふうな評価をミツバチ自体、蜂蜜自体がですね、どいうふうな評価を受け取るのでしょうか。お聞きになってますか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

蜂蜜の評価ですけれども、私が聞くところによりますと、非常に君谷で採っておられる蜂蜜については、春採れたもの、それから夏に採れたものというところで、味が、季節の花によって変わってくるということでございまして、春の蜂蜜が非常に美味しかったとかいうような、そういった声は聞いたことがございます。非常に、評判としてはいいのかなというふうに思っております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

評判はですね、付いてくるかも分かりませんが、蜂蜜もいろんなところでやっつけられます。ですから、その中で、なんか美郷の蜂蜜というものを何か特化できるようなですね、また、行政も一体となって研究されたいなというふうに思います。そのためには、先ほ

ど言いましたけども、ブランド研究会なんかがですね、必要じゃないかなというふうに思っているところがございます。当然、どのくらいの量を出荷しとるとか、どのくらいの生産額があるかというのは分かりませんよね。分かったら、よろしくお願いします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

蜂蜜の生産量につきましては、私の聞くとところによりますと、だいたい昨年度で250キロぐらい。今年度の目標として300から400ぐらいの生産ができればということをお願いしております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

250キロぐらいだったということですが、これが大体1箱でどのぐらい取れるのかわかりませんが、この辺の生産量が増えるような形が、農作物と違ってあるかないか分かりませんが、そういったことの振興にも何かつなげられるものがあればいいなというふうに思いますし、単純に言えばですね、養蜂農家を増やせばですね、この生産量というものは上がってくるんで、その販売高もですね、上がってくるということになると思います。販売高が上がれば美郷のブランドとしての知名度も出てくるというふうな形になるんじゃないかなというふうに思いますので、お願いをしたいと思いますが。ところで今、美郷町にですね、養蜂されとる方がどのぐらいおられますか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

養蜂につきましては、これは平成24年の養蜂振興法の改正がございまして、これはこの法律が変わったのは、趣味でミツバチをする方が非常に増えてきたということで、既存の養蜂業者とのトラブルですとか、そういった問題が非常に全国的に大きくなってきたということで、その養蜂振興法の中で、ミツバチの飼育届出をするようにという法律が変わったところがございますけれども、この情報につきましては、一応県の方のガイドラインの中では、公表がですね、できないものとなっておりますので、若干名養蜂届けは出ておるといふふうに聞いております。正確な数等については、ちょっとガイドラインに沿った形でいくと、ちょっとお答えがちょっと難しいかなというふうに考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

そのガイドラインというのがよう分らんのですが、例えば畜産の飼養農家だったら、何戸おられて何頭おりますよというのがあるわけですので、養蜂だけなぜ飼養農家が何戸お

られるかというのが、分からないんですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

ガイドラインの中にはですね、養蜂の氏名ですとか、郡数がどれぐらいあるかというところについては、一応これは取り扱い、そういう情報を出すことは、一応できないということになってるかというふうに考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

すみません。私は、別に養蜂農家の名前を言ってくれとは言ってません。それは確かにプライベートの部分もありますし、それは分かりますけども、ガイドラインで定められている。戸数なんです。聞きたいのは、何戸の方が届け出をされておられますか、ということが聞きたいんです。届け制度があるんでしょう。ですから、その届け出が出た方が何戸ありますか。これが養蜂農家の方でしょう。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

すみません。今ちょっと手元に資料がございませんけれども、4件か5件程度ではなかったかなというふうに思います。それは、転飼の方のものも含めてということでございます。転飼というのは、九州とかですね、県外から持ち込まれる養蜂者の方も届け出をするということになってございますので、そこらを含めてその5、6件程度ではなかったかというふうに思います。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

町外、県外の方の転飼も含めてということでございまして、戸数については、飼養農家数についてはですね、ちょっと疑問がありますけども、さっき言われた養蜂振興法、これはどういった法律ですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

この養蜂振興法は、趣味であっても、そういった届け出をしなければいけないというそういう法律に、これまでもそうであったんですが、それが24年の法改正で厳格化されたということというふうに認識しております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

私も以前担当したこともございますけれども、この当時から、もうだいぶん前ですけども、24年よりはるかに前ですけども、届け出は制度はあったような気がしております。その中でですね、町もですね、何戸飼養があるかということぐらいはですね、把握されてました。今はされてないんですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

大変申し訳ございません。町の方にミツバチの飼育届というのは、町を通してして提出というような形になっておりますので、本来であると、うちの方でもそういったことを把握しておかなければいけませんけれども、今の時点ではちょっと把握を、管理については県の方の所管というふうになってございますので、町の方として、今管理している台帳としてはないというかですね、県の方から情報いただければ、それを見てという形になるかと思えます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

先ほど言いましたように、私も担当をやっておりましたけども、その時にはですね、ミツバチには法定伝染病があります。腐蛆病という病気だというふうに記憶しておりますけれども、そのためにですね、私がおる頃には、県の家畜保健衛生所ですか、そこの先生方と一緒にですね、定期的に飼養農家を回ってですね、検査をして歩いたというようなことがあります。そのためにもですね、町の職員が案内するわけですから、どこにハチの箱が置いてあるか、誰が飼養しとるのかというのは当然、箱があるのかということもですね、場所も全部把握をしておりました。今はそういったことはないということでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

大変申し訳ございません。今、町の方でのミツバチの管理ということでございますけれども、それについては町で管理しているものは現時点ではございません。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

管理していることはないということは、それは県へ届出ですし、分かりますけれども、管理するべきじゃないかということについてはいかがですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

それは原議員おっしゃるとおりでございます、町としてはですね、飼育届の義務がありますので、その辺の周知等含めて町の方としては管理はあれですけれども、県と一緒にあって、そういったところについての管理体制については、情報を共有していきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

この養蜂振興法の中には罰則事項もあるんです。届け出をしなかった場合の罰則事項ありますよね。先般も狩猟法の関係で、ちょっと問題になりましたけれども、それと一緒になんです。確かに、届け出やら許可申請というものは県です。ですけども、実際には美郷町の住民の方が、その特産振興であるし、そういった農業振興であるし、地域の活性化もあろうし、観光振興もあろうし、そういったことで一生懸命努力をされてですね、やっとなされるわけですよ。町がそういうふうな何も分からないような状態であるということはですね、私はこれは問題だと思います。これは町の責任でもあるというふうに思います。そういった住民の方々にね、一生懸命やっとなされる住民の方が、結局は迷惑かかってくるんですよ。ですから、町はちゃんと把握をしてですね、こういった法律に基づいたものは特に、今後きちんとした指導、体制ができるように考えていかれてはいかがでしょうか。町長どうですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

私が報告を受けてる限りはですね、県が管理するというところでございまして、町としては、義務としてはこういうふうな届け出をすることについて周知を図って促すというところまでが義務だと思います。ただ、今議員がおっしゃってる管理というのは、指導、例えば出向いて行って、これやりなさいあるいは出してない人を検挙してまいるっていうようなところまで含まれてるのかどうかも含めて、これは法律とルールで範囲内で、当然やるべきことはやっていくべきだと思いますけども、ただどこまでやって、これが町の責任かと言われるとですね、何をもちて責任かというところは、明確にしていきたいなというふうに思います。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

逆質問もありましたけど、私が言ってるのはですね、町としてこれ法定伝染病なんです。腐蛆病というのは。そのためにあるんですよ。狂犬病も一緒ですよ。狂犬病、住民課長です

かね、これ、犬を飼っておられる方、分かってますか、分かってないですか。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●旭林住民課長

原議員お尋ねの件でございます。狂犬病につきましてはすべて飼い主さんの方から、犬の登録を届け出いただいております。以上です。

●佐竹議長

番外、副町長。

●岸本副町長

やはりミツバチ、大変、美郷町にとっても大変な観光資源がございます。町長も美肌県、美肌町、その中でミツバチをいかに活用していくかということも色々な場でお話をされておりますし、今君谷が協力隊でですね、一生懸命取り組んでおられますし、それを役場としても今後当然支援をしていきながら、そのまたそういうものを使って、やはり美肌県、美肌町につけていくと。1つのコンテンツとしてという考え方も持っていますので、基本的にやはり、法という先ほどおっしゃいました養蜂振興法ですか、そういう法律もございます。やはりこの法律というのは、やっぱり法律でありますので、きちっと守るべきものは守っていく、これは原則がありますので、例えば今町内でいろいろ趣味も含めていろんな形でやっておられる。あるいは君谷でやったりということ、その辺の当然届け出というのは、これはしていかにやいけんという1つの法律もございますので、その辺は役場の方でね、きちっとまたそういう方について指導といいますか、そういう周知をですね、やはり養蜂をするにはこういう形で届け出しないといけませんよという周知は、当然うちの方も足りなかったというのは事実でございますので、その辺の周知をしながらですね、養蜂をされる方が、それを見ていただいてうちの方に届け出をして、県へ届けるというシステムなろうかと思っておりますけれども、そういう形は、当然取っていきたいと思っております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

責任は、町長が言われる責任というものはですね、やっぱり県だというふうに私も思っております。ただ行政として、さっき副町長が言われましたように法律の中で動いていることですので、それは、幾ら県が責任があってもですね、末端の地元の町が何も知らないというようなことでは済まないというふうに思っておりますので、その辺ところはですね、県とちゃんと協力し合っただけですね、そういった法律に沿ったですね、振興がなされるようお願いをしたいというふうに思います。1点目終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

原議員、2つ目のご質問、会計年度任用職員制度についてお答えいたします。1点目の勤務形態ですが、フルタイムは正規職員と同じ勤務時間の週38時間45分の勤務であり、パートタイムは、この時間未満の勤務時間になります。美郷町では、原則パートタイムでの任用を考えています。例えば、今の嘱託職員のような週4日31時間までの勤務をイメージしていただければと思います。また、これより短い勤務時間、日数の場合もありますが、これを含め、現在とほぼ同様の形態になると考えています。なお、県内では島根県他、多くの市町でもパートタイムを基本とする方針というふう聞いております。フルタイムの任用は例外的、限定的に考えており、例えば育児休業や退職者の代替などを想定しています。2点目の採用方法給料を含む労働条件ですが、多岐多様なため基本的な点について申し上げます。採用方法につきましては、一般的な職種では、公募による選考試験を基本とし、これまでと変わらないと考えています。給料につきましては、正規職員の給料表を準用し、行政職種給料表の一級二級の中で、職種、業務内容、勤務時間に応じて決定します。給料は、一般事務の例では、高校卒での利用の場合は行政職の1級1号として、勤務時間で割り戻すこととなります。なお、大学等の学歴、前職歴は一定の基準でその前歴等を計算することとしています。期末手当については、任期6カ月以上の職員につきまして、正規職員と同様に支給します。30年度の例では、給料の2.6カ月分です。また、休暇は、現在の制度を基本に、国の制度との均衡を見て設計する考えです。今回提出しています条例は、その提案理由でも申し上げましたように、来年度の募集や準備を進めるためのものです。詳細は、法や国の指針の趣旨、他団体等の均衡等を踏まえ、設計整備する考えです。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

2つ目の質問でございますけれども、昨日同僚議員の一般質問の中でもありました正規職員、これは何名だったでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ただ今の原議員のご質問です。現在の職員定数は111名で、今年度の職員数が再任用3人を含んで101名となっております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

再任用を含めて101名ですか。再任用定数に入りませんよね。入るんですか。それはまた後でいいですけども、現実問題10名は少ないということなんです、この10名少ないのを今度新たに制度となる会計年度任用職員として、採用されるということなんですか。

か。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

この会計年度任用職員につきましては、現在、臨時それから臨時職員それから嘱託職員の採用を来年度4月1日以降、この会計年度任用職員にと考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

はいじゃあ職員数10名少ないままで今おられる嘱託職員、この関係がよく私は今理解できないんですけども。今、正規職員とですね、嘱託職員この割合といいますか、どのぐらいの率なってます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

先ほど職員につきましては、お答えしましたとおりでございます、現在の臨時職員が17人、嘱託職員につきましては65人、このうち協力隊、地域おこし協力隊が13名含んでおります。これは8月末の数字でございます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

ちょっと計算できませんけれども、相当な高い率で臨時職員、嘱託職員がおられるということでございます。でですね、先ほども職員がですね、10名定数から言うと少ないということ。この定数は条例で決まったきっちとした定数ですので、111名の職員採用というのは、私はあるべきじゃないかなというふうに思います。そういった意味でいけばですね、来年の会計年度任用職員制度が新しくなりますけども、それに伴ってですね、正職員の採用というものも考えられたらどうだったのかなというふうに今思うところでございます。これはですね、来年度以降、また考えていただければよろしいかというふうに思います。先ほど、総務課長の答弁の中でですね、今おられる臨時職員、そして嘱託職員がそのまま会計年度任用職員になるというようなことを言われましたけれども、これはそのまま今おられる職員をそのままそういった形で、新制度に乗っかっていくような形になるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

今おられる臨時職員、嘱託職員さんこの方々につきましては、原則来年の3月31日までの任期というふうになっておりまして、その来年4月1日からこの新しい制度の会計年度

任用職員として新たに公募しまして、それに希望される場合は、応募していただくと。その結果、試験をしまして採用するという形になります。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

一般職員の場合の試験、今言われましたけど、試験についてはですね、今、県の統一で行ってですね、採用されとるというふうに思いますけれども、今回の会計年度任用職員、新制度の職員については、どういった試験、同じように考えておられるのか。また独自で、どういった試験をされるのかということが、もう決まってるんですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

会計年度任用職員の試験につきましては、これまでと同様に書類による選考、履歴書等ですね、それから面接、場合によっては作文試験も考えていくべきかなというふうに考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

その新制度による職員とですね、正職員、今度、新制度による職員もですね、職員ですから、今おられる正職員に準じてですね、雇用されるわけですよ。今度はね。ということになったら、その違いというのはどこにあるんでしょうか。時間的な違いはあると思いますけれども、責任の度合いなんかどこにあるんですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

正規職員と会計年度任用職員の責任の度合いですか、という質問だと思いますが、あくまでもこの会計年度任用職員、業務としては補助的な業務、それから職種によりましては特殊な専門的な業務等いろいろあろうと思います。責任の度合いは正規職員とは違うんじゃないかというふうに考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

ちょっと、責任はですね、私は同じだと思うんですよ。ただ1つの仕事をですね、主でやって、それをお手伝いしてもらいかどうかという差はあるかと思いますが、そういった中で考えるとですね、職種によっては、同じ嘱託職員の職種によってはですね、自分で全部企画して、全部自分でやってという職員も嘱託職員もおられると思うんですが、その嘱託

職員とさっき言われる庁舎内におられる職員のお手伝いでやっておられる嘱託職員、この差っていうのはなんか労働条件的に差があるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

まず、臨時職員は職種に応じて、それから嘱託職員は業務上に必要な知識、経験、資格、それから責任度合いに応じて賃金を上げて決定しておりますし、出先と本庁による違いではありませんで、業務職務による違いで、賃金等を決定させていただいております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

今度は変わるんですね。新制度に。嘱託職員じゃないんですよ。新制度に変わったら職員とのバランスをとりながら、例えば、常勤職員の初任給決定基準やら、昇給の制度、こういったもので、均衡をしながらですね、余りバランスが不具合にならないようにバランスをとりながら、今度は採用していかなくちゃならない。そういうふうになると思うんですが、それは間違いないですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

議員おっしゃるように、業務職務により行政職一級、二級の表を用いる予定にしておりますが、国も定めておりますように、給与表の上限を設けております。例えば前歴等も計算しますけども、ある一定の条件、上限がありますので、その上限までの昇給になるかと思えます。

●佐竹議長

4番、原議員。後3分でございます。

●原議員

たくさん聞きたいことがいっぱいあるんですけども、後6カ月なんですよ。要するに。6カ月の中です、今おられる嘱託職員や臨時職員さん、さっき言われましたけども、60数名おられるんですけども、その方は、来年、私らはどうなるんだろうという心配が絶対あると思うんですね。そういった方に対して、どういうふうな対応を今されとるわけですか。

●佐竹議長

番外、副町長。

●岸本副町長

確かに原議員さんおっしゃるとおりで、来年度から会計年度任用職員というところで、今努めていただいております臨時職員さん、嘱託職員さん、まあ来年はどうなるんだろういうところでの心配をされているところであります。そのためにも早期にですね、まず、今回9

月の定例会で条例を提示させていただいております。まずこの条例を制定をさせていただいた中で、それから詳細な規則も決めて、順番的にはですね、その中できちっとした、今うちに勤めていらっしゃる皆さん方にですね、また説明会も差していただきたいと思います。3月31日で一応今の職員さんは一応切るというのは、これは失礼な話で、辞めていただくという話となっております。それで、新たにうちの方へまたお越しいただければ、採用試験をさせていただきます、4月1日から、会計年度任用職員という形になります。そのためには、きちっとした来年に備えてですね、説明会もさせていただきますし、その前段階として、やはり、条例をまず認めていただいて、議決していただいた中で、その条例をベースにした中で規則等々作りこんでいながら、そのものを、今度は説明もさせていただきますと思っております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

もう時間もないんですが、今おられる臨時職員、嘱託職員の方もですね、生活がございます。そのためにですね、働いておられるんで、そのことがですね、もう来年4月からもう仕事がなくなるというようなことにならないようにですね、きちっとご説明をいただきたいということとで、それをお願いして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

●佐竹議長

原議員の質問が終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 30分)

(再開 午前 10時 45分)

●佐竹議長

それでは会議を再開いたします。

通告9、1番・日高議員。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

1番日高でございます。今定例会、最後の質問になりました。よろしくお願いをいたします。私は通告いたしました1件につきましてご質問をいたします。農業基盤整備に関するアンケート結果についてでございます。私は、農地の保全を目指す上で農業基盤整備の必要性について、何度も質問をしまして。繰り返すようではありますが、農家の高齢化や担い手不足により、多くの地域で集落営農の組織化が進んでいます。組織は、自宅作業や利用権による耕作あるいは営農法人のように、農地を一括して委譲を受け、農地の保全を図って

いるのが現状であります。しかし中には、圃場条件の悪い農地もあり、営農組合では、農業経営の安定化や効率化を図る上で、農地の保全を求めていくことも、また耕作できない農地もあるように思われます。そうしたことから、耕作放棄地が発生している状況にあるのではないかと考えます。また、昨今は温暖化による気候変動から、降雪量も少なく、山の補水も乏しいことから、用水の確保も難しい圃場も出ていると聞いております。私は農地を保全していく上で、農地の基盤整備は不可欠と考えています。基盤整備事業の中には5カ年の長期にわたる事業もあり、農地の改善はもとより、一時的であります。商工業、まあこういった仕事が増えるということで商工業の安定化の、短期ではありますが、一因にもなると考えます。以前、農業基盤整備について農家の意向を調査してはという質問に対しまして、意向調査を行うと聞いております。その結果はどうであったか、お伺いをいたします。1番、意向調査は誰に行われたのかということです。2番目は、結果はどうであったか。その結果の評価はどのように判断されておられますかと。それから4番目として、農地の保全方法について町はどのように考えておられるかお聞きいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

日高議員、農業基盤整備についてのアンケート結果についてにお答えいたします。1つ目の質問、意向調査は誰に行ったのか、ですが、美郷町集落営農組合維持活性化協議会メンバーである、各集落営農組織などでアンケート調査を実施いたしました。これは営農意欲のある方々の意向がどうであるかが大切であると考え、そういった対象に実施したものです。2つ目の結果はどうであったかにつきましては、20組織のうち9つの集落営農組織等から回答をいただきました。圃場整備希望は合計1.5ヘクタール、暗きょ排水希望は合計12.2ヘクタール、用排水路整備に2770メートル、頭首工整備8箇所、鳥獣害防止柵整備2000メートルとなっています。また、今後、基盤整備等により農地の条件が改善されれば、集落営農組織、集落営農法人で、新たに工作を請け負ってもよいと考える農地はありますかとの問いには、回答のあった9組織中1組織のみ請け負ってもよいと回答されています。3つ目の質問、その結果の評価をどのように判断したのかということですが、農業基盤整備のアンケート結果では、比較的小規模な要望内容、事業負担額を心配されている組織もありました。そのため、要望内容を協議した結果、国の予算配分が多く、受益者2戸以上総事業費200万円以上で、受益面積要件もなく、小規模な整備も可能であり、早期の事業実施が可能なことから、農地耕作条件改善事業を新規事業として、今年度より取り組んでいます。この事業は、以前取り組んだ中山間地域総合整備事業と同じく、地元負担が15%となるよう町負担を決定しました。さらに農地耕作条件改善事業は、農地中間管理機構を經由し、集落農地面積の50%以上を担い手に集積すると、事業費の12.5%が補てんされる県単農地集積促進事業の対象事業となり、地元負担は2.5%に軽減されます。アンケート結果の小規模な整備内容や心配されている多額の事業負担額も、今までになく軽減した事業になっ

ておりますので、農家の皆さんも、基盤整備に取り組みやすいと考えています。4つ目の質問、農地の保全方法についてどのように考えているかにつきましては、今年7月に実施しました集落営農組織への現状把握アンケート結果では、多くの組織で基盤整備に取り組みたい意向がある一方で、高齢化等により、将来の集落営農の維持に不安を抱える回答となっています。農地の保全方法の方向性につきましては、来年度から、第5期対策が始まる中山間地域等直接支払制度への取り組み意向を把握する中で、直接支払制度に取り組みられない地域におきましても、基盤整備などの意向を把握し、町全体の農地保全の方向性を検討してまいりたいと考えています。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

どなたにアンケート調査を出されたのかということで、20組織営農組合、その方々にアンケートをご依頼されたということでございます。最後の方の答えで、直接支払い制度に取り組みない組織もあるんですが、そういったところにつきましても意向を把握するというお答えがありました。ここでちょっと準備をしたんですが、いわゆる営農組織、こういったものの面積が約190ヘクタールあると思います。ただし、美郷町での農振除外地含めますと、面積が569ヘクタールあると思います。用意いたしましたのはこの集落営農組織だけのアンケートでは、農家いわゆる農地に対する把握はできるのだろうかというふな思いがあってしたわけでございます。こういった中で、先ほどお答えいただきましたとおり、直接支払い制度にも取り込まない地域においても行われるということがあります。これ早急にですね、やっていただいでですね、いかにして農地を、確かに高齢化と担い手不足、そういった問題もあります。しかし現地的に営農組合につきましては、あくまでも経営がしっかりしなくちゃあいきません。そういった意味では、条件不利なところは、なかなか手が出せないというふうな状況にあると思います。そういった意味で、このアンケートの中で、数多くの要望が出ております。全体をとってみるとですね、まだまだ多くあるのではないなというふうに考えております。そこで質問をするわけですが、再質問をいたしますが、今、農地耕作条件改善事業を今後取り組んでいくということでございます。しかしこれは、この事業につきましては、集積型の事業でありまして、ある程度の集積、まあここに書いてあるとおりでございます。そしてあくまでも中間管理機構、これに通すと地元負担軽減がされるというものでございます。で、ここで、お聞きしますが、管理機構に預けられている面積ですね、これがだいたいどのぐらいあるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

大変すみません。中間管理機構への集積面積というところ、現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただきたいと思っております。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

ちょっと把握しておるところですが、これ以上にあると思いますが、ファーム美郷サポートセンターですね、それと本郷と上野やっている営農組合ここが、主に中間管理機構を通してやってると思います。それで、この事業を仮に推進していくときに、この中間管理機構、こういったものの町民への周知は十分なされてるでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

周知ですけれども、集営農組合のそういった協議会ですとか、そういったところで、昨年度もそういった研修会を建設課の方で行っておりますけれども、建設課の方でアンケートもっておりますけれども、そういった今集落営農協議会というのがありますので、そういったところを通してそういった事業のこういった事業があるということは周知をしているところでございます。

●佐竹議長

2番、日高議員。

●日高議員

今20組織の中でいわゆる圃場整備、また暗渠排水、この暗渠排水というのが、いわゆる中山間のいわゆる農地を持っているところにつきましては、傾斜があります。山の方から湧水等々あって、この暗渠排水、湧水処理がかなり多くあると思います。そういった中で、今の営農組合の協議会の説明、これもやっていただければならないんですが、あくまでも多くを預かれるのは個人さんの農家さん、何故かという、この方が高齢化、いわゆる担い手不足によって農地の保全が難しい。ですから、今営農組織を立ち上げて、誰もでも協力しながらやっていこう。既にあるところについても、またそこに加入してない方がそのいわゆる営農組合方に、また新たにお願いをするというのが、本当ではないかと思えます。で、実際、耕作放棄地というのは、あくまでも条件不利なところ、こういったところにだいたい多く発生します。そうした意味で今この事業、いわゆる農地耕作条件改善事業を、町が進めるのであればそれで十分なんではないでしょうか、ちょっとお伺いいたします。今の集落営農だけで。協議会だけでという。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

このアンケートにつきましては、まず営農に意欲にあるところということから、まず集落営農組織の方へ、アンケートの方さしていただいております。それと、最後に、町長答弁がありましたように、今後各農家、こちらの方につきましても、産業振興課と一緒に、

アンケート調査をしていくということで、その内容等につきまして、出た内容ですね、要望内容等におきまして、また今後どんな事業がいいのかということは、また県なりと相談をしながら進めていく形になろうかと思っております。以上でございます。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

今後また、今現在では農地耕作条件改善事業というのを進めているが、今後より良い事業があれば考えるという、県と相談しながら考えるという回答でよろしいでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

そのとおりでございます、できるだけ農家の負担の少ない事業をとるところを含めて検討していきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

その考える中におきまして、私がなぜ中山間地域総合整備事業、こういったものにこだわるかといいますと、やはり何事にも事業をやる上においては、いわゆるすべてを受け入れる事業から、だんだん要望に応じて狭めていって、最終的には耕作条件、いわゆるそういったふうになっていったというふうにやっていくのが、正解ではないかというふうに考えております。現実的に、中山間総合整備のおきまして、地元負担は確かに15%と、他の事業に比べましては、かなり安いと。そして何分にもこれは、いわゆる例えば耕作条件ですと、あくまでも集積の方ですんで、管理機構または担い手に預けるということが前提になりますが、そうすると、やはり限られた方のところしかできないというのが現実だと思います。そうすると、一つ一つ美郷町の今569ヘクタールの農地の内に、やはり何ヘクタールかが改善をされていくということになると思うんです。年次において、要望に応じて。しかし現実的に、今度例えば大きな事業をやろうという時に、改善済みのところがあると、まだ未だにやってないところが要望しても、大きな事業が取り組めないというふうな状況になると思います。そうした意味で、やはり今先ほどいわれましたように、今後ですね、この農地耕作条件を、まあ進めるんでありますが、また県と相談しながら、より良い事業を考えるという回答でございました。その考える上でですね、そうしたものも考えていただきましてですね、いかに農家にとって、何が一番ベストであるか、こういったことを考えていただきまして、事業を進めていきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

今後、各農家からの意向調査等を行って、要望内容を集計をししていくわけでございますけども、議員ご指摘の中山間総合整備事業、こういったものには受益面積要件というような採択要件もございます。それに乗るか、乗らないかというところも含めまして、基盤整備事業、色んなメニューがございます。その中で選択をしていくという形になろうかと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

耕作放棄地に対する問題は、いわゆる農家さんだけに限らず、やはりそういった放棄地ができますと、草がどんどん生えてくると。そうしたことになりますと、病虫害またはイノシシまたタヌキ等、いわゆる野生動物のすみかにもなると。そうしてくるとだんだんこの前も話をしたんですが、田が荒れてきて、そして庭が荒れてくる、そうするとだんだん人がいなくなるというふうな現実になろうと思えます。都会と違いまして、この中山間地やはり、昨日も質問の中でありましたが、いわゆる先祖代々築きあげられた農地でございます。やはりそれを大切に保存して、いわゆる地域を守っていく、これは、農家さんだけではなくですね、地域住民、皆様にも病虫害とかいわゆる今の野生動物、こういったものが民家に降りてくると。そういったものを防ぐ手立てにもなります。そういったことで、先ほど言われました良い条件の事業、県と相談しながらというのがあります。ぜひ頑張ってくださいというふうに思えます。それともう1点聞くんですが、これはちょっと係りの方からちょっと聞きまして、今大変町単の良い事業で、農地の水と土の改善事業ですか、こういったいわゆる上限を50万2分の1の補助というのがあるわけですが、これは基金によって運営されてると前から説明を受けております。この基金が枯渇して、来年度からはできないというふうなことを、ちょっとお聞きしたんですが、これ本当でしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

先ほど言われた水と土の基金事業でございます。確かに基金で運用している事業でございまして、こちらにつきましては、今年度基金がなくなります。なくなりますので、その段階で終了をするということで決定をしております。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

この事業は、いわゆる基金、始まった時に基金を積み立てて、小さいいわゆる改修事業ですね、こうしたものによって農地を守っていきこうという事業で進められてきました。やはりこの事業によって、多くの方が、例えば先ほど言われました、この工事やりながら事業を選

ぶ、例えば用水路事業とか暗渠排水事業とか、事業、事業によってありますが、ただそれはある程度の受益がないと賄えないということもあります。この水と土の事業につきましては、その受益面積、こういったこと関係なしにですね、いわゆる例えば1枚でも早い話が、補助区画でも湧水があれば、この補助金を頼ってですね、工事ができる。そういったことによってですね、労働条件も改善される大変いい事業だと思うんですが、これに変わる何かは考えておられませんか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

この水と土という基金事業、これに変わるものということでございますけども、1つ例を挙げますと、先ほど答弁の中にもありました農地耕作条件改善事業、こちらが2戸以上、それから200万以上というところで、こちらの方で事業の方進めていければというふうに思っております。こちらになりますと、水と土事業につきましては、工事費50万で25万の補助ということでございまして、こちらを使いますと約15%の地元負担ということでございますので、水と土事業よりも負担の方は少なくなるというふうに考えております。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

いわゆる国の制度にのっとった事業につきましては、金額等、先ほど2戸以上というふうなことがありました。ただし、ただこの町単の事業につきましてはですね、1戸でも、いわゆる50万を上限にして2分の1、25万まではですね、補助金が出るという事業でございました。この2戸で200万言いますと、1戸当たり100万ぐらいの工事ということになります。湧水処理ちょっとやるぐらいでは、200万以上2戸あったところで賄えないというふうなことがあって、なかなかさばりずらいと。小さなものですね。それを保管してくれたのが、水と土はと思うんですが、その辺の農地を保全していく上でお考えをちょっとお聞きしたいんですが。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

議員ご指摘のとおり、小さい個人的な小さい事業について、大変重宝していた事業ということではございますが、あくまでも基金の方を積み立てての事業運営をしております。基金がなくなれば終了ということで、これに変わるものということでは、ちょっと現在のところ考えてはおりません。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

これは押し問答になりまして、考えておられないということだというふうに思います。この事業が前からちょっとはあったと思うんですが、この事業による成果はどのように考えておりますか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

この水と土の事業、こちらにつきましては、今年改めて農地耕作条件という事業に取り組んできておりますけども、それまでの間、なかなかこういう基盤整備事業というのが入れていなかったというところから、個人農家の方の方につきましては、非常に助かっておられたことであろうと思っております、その有効性というものは、大変大きかったというふうには考えております。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

町長さんにちょっとお願いと言ってはなんなんですが、先ほど、課長さんはお答えなられたまじとおおり、この水と土事業、細かいいわゆる基盤整備です。そういったものには大変効果があったというふうな評価でございました。一概に基金が無くなったからというご回答でしたが、まだまだ考える時間があると思います。ぜひともですね、件数、どれだけのものが使われたとか、またはどれだけの効果があって、いわゆる農家の方がですね、安心して、ある程度細かいことを治されてですね、安心されて、農業に打ち込まれたか、そういったことをですね、ぜひとも、今一度精査をされましてですね、今後について引き継ぎ調査こういったものだけをやっただけで、それにおいてやらなければ、仕方ないんですが、そういったことをもとにですね、今一度、この今度は名前は変わっても構わないわけですが、そういったものの代替的な事業ができるようですね、できるんじゃないかと、できるようではなくて、評価をされてですね、どのように町として考えるかというのをですね、1つ考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員のご意見のようにですね、小規模の案件について、使い勝手がいいというふうな事業だったというふうに思っております。今一度ということですので、また今までの取り組みの状況等をもう一度検証いたします。その上で、総合的な判断で、また今後については考えさせていただきますというふうに思います。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

ぜひとも、今の例えば災害に遭った場合の農地小災ですね、こういったものにも、多分使われたのではないかというふうに思います。そうした事業ですんで、一概に基金がなくなったからというのではなくですね、今一度よくよく精査をされてですね、いかに今いわゆる住民皆さんが考えておられるということも踏まえながらですね、やるやらないというのをぜひとも決定していただきたいというふうに言います。そういったお願いをいたしまして、質問を終わります。

●佐竹議長

日高議員の質問が終わりました。

これで本定例会に通告をされておりました一般質問はすべて終了いたしました。

日程第3、請願審査報告、質疑・討論および表決を議題といたします。

教育民生委員会から、請願審査報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

それでは読み上げまして請願審査報告を報告させていただきます。令和元年9月13日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会委員長 原克美。請願審査報告書、本委員会に付託された請願について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので美郷町議会会議規則第94条の規定により報告をします。記、受理番号、令和元年美議請第1号、請願の要旨、後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める請願。審査結果、採択とします。追記といたしまして、この請願につきましては意見が分かれしました。賛成多数により、当委員会で採択としたことを申し添えておきます。以上です。

●佐竹議長

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長、ご苦労様でした。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め、討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。

請願第1号、後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める請願であります、委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり、採決と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は採択することに決しました。

日程第4、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●佐竹議長

7番、総務委員長。

●岩根議員

総務委員会に付託されました案件について読み上げて報告といたします。令和元年9月13日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。総務委員会委員長 岩根和博。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第51号、美郷町ゴールデンユーピア条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号、美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号、美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第57号、がんばれ美郷町寄付基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号、令和元年度美郷町一般会計補正予算第2号、議案63号工事請負費契約の締結について、以上であります。

●佐竹議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長、ご苦労さまでした。

続いて、教育民生委員長。

●佐竹議長

4番、教育民生委員長。

●原議員

それでは、読み上げて報告に代えさせていただきます。令和元年9月13日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会委員長 原克美。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案どおり可決すべきものと決定したの

で、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をします。記、付託された案件、議案第50号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号、美郷町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号、令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第62号、令和元年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号、以上5件であります。

●佐竹議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長、ご苦労様でした。

続いて、産業建設委員長。

●佐竹議長

8番、産業建設委員長。

●山本議員

読み上げて報告いたします。令和元年9月13日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本 幹雄。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第55号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号、令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号、議案第60号、令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号、以上であります。

●佐竹議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長、ご苦労様でした。

続きまして予算決算委員長。

●佐竹議長

12番、予算決算委員長。

●西嶋議員

朗読をもって報告いたします。令和元年9月13日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。予算

決算委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書、本委員会に付託されました下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定をいたしましたので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。記、付託された案件、議案第64号、平成30年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて。なお本案につきましては、委員1名の反対がございましたが、賛成者多数により、当委員会では原案のとおり可決したことを申し添えておきます。以上であります。

●佐竹議長

予算決算委員会に付託された案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長ご苦労さまでした。

日程第4、議案の討論、表決を議題といたします。

初めに、議案第50号から議案第64号までの議案15件について一括して討論を行います。

討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

●佐竹議長

まず反対討論はありませんか。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

2番、中原です。議案第64号に関しまして、これに反対する討論を行います。決算認定制度の意義であります行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用の立場から討論に参加いたします。平成30年度は、4月9日の地震、7月の豪雨など、大きな災害に見舞われた年でありました。町は被害を受けられた町民の皆さんの要望に応じて、支援活動や復旧作業に取り組んで来られました。また、国民健康保険税率につきまして、加入者の所得額に対する保険税の負担率に着目して、低減措置を講じ、前年度比約1万6500円の減額とされました。これらに見られますように、町が自治体としての役割を發揮して、町民の苦難を軽減し、暮らしを支える役割を果たしてきたことを評価いたします。しかし、安倍政権による社会保障制度の全世代に及ぶ解約、また、他国籍企業の利益を優先し、地域の農業を切り捨てる農業施策などにより、とりわけ高齢者の暮らしと地域に深刻な影響をもたらしております。町がこれに対しても懸命の努力をしていることについては、私も認めるところでありますが、以下の諸点につきまして自治体としての一層の役割發揮を期待するものです。1つ目は高齢者対策の強化の問題です。国が介護保険から、高齢者の締め出しを強める、こういう中で町としての施策を進めることは大変困難であるということは承知

しておりますが、6月議会でも私もお聞きし、お答えもいただいたわけですが、お年寄りの介護について、緊急事態への対応が月に数件も発生すると。職員の皆さんがその対応に奔走されていると。こういう事態は、やはり放置できないと思います。高齢者対策の一層の強化を望むものです。2つ目は、農業支援策に対する町独自施策の強化です。ファミリーサポート美郷の設立など、優れた独自施策もあります。これについては、高く評価するものであります。町における農業従事者の状況を見ますと、これまでの施策では衰退に歯止めをかけることはできない。このように感じております。ぜひ国や県の施策に加えて、町独自の農業支援策に一層強めていただく、このことを申し上げたいと思います。3つ目は、子育て・教育についてであります。ICT教育などについて、先進的な成果をおさめてきていることにつきましても評価いたします。このことが、学童の皆さんの学力や生きていく力の向上に結実するように、効果測定などの施策を強めてこれに基づく教育施策の一層の推進を求めるものであります。4つ目は、基金運用についてであります。都賀保育園の改築などに地域福祉振興基金が活用されてきたことについては評価いたします。今後とも町民の要望や合意を得ながら、計画的、積極的に町の資金を活用していくことが大事になってくると思います。本日、議論になった点も含めまして、資金、基金運用については、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。5つ目は、直接、決算認定に関わることはありませんが、このところ大きな予算措置が必要であったり、または予算執行上の重要な事項が議会への報告承認が出る前に報じられたりすることが、町民の皆さんからも指摘されております。予算執行に当たりましては、議会、町民との合意を大切にさせていただくことを要望しておきます。以上、私が決算認定に反対を表明する理由であります。このたびの討論で述べました5点、私はこれに関わらないと思いますが、本決算議会でもですね、同僚議員からもたくさんの提言や議論がなされました。こうした質疑から得られた教訓・課題をですね、今後の町の施策、予算編成に反映していただくことを願っております。10月末になれば予算編成方針が町長から出されます。嘉戸町長の元での本格的な予算編成が始まる。こういう時期でありますので、私もあえて5点のことを申し上げ、私自身の決意も含めて発言をするものであります。以上で、議案第64号に対する反対討論を終わります。

●佐竹議長

議案第64号に対する反対討論が終わりました。

次に、議案第64号に対する賛成討論はありませんか。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

議案第64号、平成30年度歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をいたします。30年度決算は、一般会計の68億5800万円を初め、特別会計を含む全8会計で約83億1800万、実質収支は約3000万となっております。財政面では、財政調整基金の取り崩しもあり、基金残高合計は、約2800万円の減少をしたものの、地方債の残高は

2億8000万円減少し、実質公債費率も3年平均で、12.4%から11.9%に改善をしております。また、中期財政計画により、計画的な財政運営に努めていると認められます。施策面では、町の取り組みは総合的に進んでいると思います。定住・子育て支援は全国に先駆けた取り組みをしていますし、リースハウス事業の完成により、22人の雇用が生まれ、山くじらブランドの強化の取組は、全国多くの自治体の参考になっています。さらに、避難所等へのWIFI整備、課題であった自動車分団車庫の移転整備、昨年の地震、洪水災害の被災者への支援、公民館の2つの新設、タブレットの配備を含めた先駆的なICT教育の推進、子どもから高齢者までの検診、指導体制の充実、地域等々連携した支え合いの仕組みづくりなど、多くの成果があったと思います。課題のある取り組みなどもあると思いますが、決算委員会でも指摘したところであり、検証して次の展開に活かしてもらいたいと考えます。また、体調不良による前町長の突然の辞任を受けて、昨年11月嘉戸新町長が就任されましたが、美郷町のこれまでの取り組みや成果を生かして、若さを持って、さらなる発展に努力してこられました。バイオマス事業撤退の整理や、大和荘の再検討による着工延期の判断は正しいものであったと理解しています。さらに関係人口を拡大していこうという新しい取り組みを提唱され、様々な取り組みの種をまいていくことは、大きな花が楽しみであり、過疎の町にも明るい陽射しが差し始めていることを感じているのは、私だけではないと思いますし、さらなる取り組みへの大きな期待をしております。以上のことから財政面の努力と、一昨年の総合的な進展について評価し、平成30年度の決算について妥当なものとして認め、反対する理由はなく、可決をすべきものと考えます。全議員の賛同をお願いして賛成討論といたします。

●佐竹議長

議案第64号に対する賛成討論が終わりました。

議案第64号について討論を繰り返します。

他に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

他に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

いずれもないようですので、議案第64号の討論を終わります。

残余の議案について討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

続きまして採決を行います。

議案第50号から議案題64号までの15件について、順次採決を行います。

これらの議案について、総務を委員会教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会からいずれも可決すべきとの委員長報告がありました。

●佐竹議長

お諮りします。

初めに、議案第50号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第51号、美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手の全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第53号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、美郷町特定保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、美郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、がんばれ美郷町寄付基金条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決するというに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和元年度美郷町一般会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第59号、令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって今後は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、委員長報告の通り決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第62号、令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議案第63号、工事請負契約の締結について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第64号、平成30年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、総務委員会から発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書と教育民生委員会から発意第2号、後期高齢者医療窓口負担の原則1割の継続を求める意見書が提出されましたので、これら2件を一括して上程いただきます。

お諮りします。

発議第1号、第2号とも提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

それでは初めに、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について質疑、討論

を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって発委第1号は、原案とおり可決されました。

次に、発委第2号、後期高齢者医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますとおり、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、よってそれぞれの委員会へ付託することに決しました。

本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和元年美郷町議会第3回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 前 11時 51分)